

令和8年3月11日

事業主 }
個人加入 } 組合員 各位

東京都薬剤師国民健康保険組合

保険料のお知らせ

日頃より当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、3月11日に開催した第67回通常組合会において、下記のとおり令和8年度保険料を改正する組合同約改正案を議決いたしましたのでお知らせします。

何卒、この度の保険料改定についてご理解いただきたく、また、従業員の皆様にもこのことをお伝えいただきたく、お願い申し上げます。

<令和8年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料等>

(令和8年4月分保険料から適用)

区分		医療分	後期高齢者 支援金	子ども・ 子育て 支援金	計	介護 保険料	介護該当者 (40歳-64歳) 計	
事業主組合員		26,000	3,500	1,000	30,500	5,500	36,000	
特例組合員		16,000	3,500	800	20,300	5,500	25,800	
従業員	薬剤師	21,500	3,500	800	25,800	5,500	31,300	
	その他	16,000	3,500	700	20,200	5,500	25,700	
家族	その他の家族	9,000	3,500	300	12,800	5,500	18,300	
	その他の家族 (18歳未満)	9,000	3,500		12,500			
	未就学児	6,000			6,000			
後期高齢者組合員 (75歳以上の者)		2,500(保健事業分)						

<昨年度との変更点>

子ども・子育て支援金制度が始まることにより令和8年4月分保険料から子ども・子育て支援金を徴収することとなりました。

子ども・子育て支援金制度とは

子育て世帯への支援を充実させ、安心して出産や子育てができる社会を実現するための財源を確保するため、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして公的医療保険に上乗せして徴収される制度です。